

# 管理計画及びアクションプランの位置づけと

## 本部会の役割

### 1. 管理計画及びアクションプランの目的と位置づけ

- 1) 「管理計画」は、世界自然遺産推薦にあたり、候補地（遺産地域）の自然環境を将来にわたり適切に保全・管理していくことを目的として策定する。計画は、推薦書本文に記載する保護管理に関する内容と連携して、登録推薦書に添付する〔参考1 作業指針 97〕。
- 2) 管理計画は、候補地の保全・管理に係る各種制度を所管する関係行政機関（管理機関：環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村）、並びにその他の関係行政機関、観光・農業関係をはじめとした関係団体等が、相互に緊密な連携・協力を図ることにより、候補地を適切かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的方針を明らかにするものである。
- 3) 一方、「アクションプラン」は、資産が人為的影響に脅かされている場合に、必要な是正措置を示すことを目的として策定する。小笠原では、外来種問題をはじめとする人為的影響についての課題解決策の提出が必要とされる。このアクションプランも、登録推薦書に添付する〔参考1 作業指針 116〕。

### 2. 管理計画の検討上のポイント

- 1) 計画の検討にあたっては、「小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画（H19.3）」を活用しつつ検討を進める。また、現在検討中の「森林生態系保護地域保全管理計画」との整合性に留意するほか、知床管理計画や、必要に応じて海外事例も参考とする。

「小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画《計画の推進に向けて》」より抜粋  
 ……今後は、これらの会議において、世界自然遺産地域としての地域管理計画を検討していく予定であり、本計画についてはこの管理計画の土台として新たな検討が継続されていくことを期待するものである。

- 2) 「基本計画」では、以下のような枠組みで内容が整理されていたが、管理計画の「管理方針」でも、この枠組みなどを参考にして以下のように整理する方針である。

自然環境の保全と再生の基本計画	小笠原管理計画「管理方針」(案)	知床管理計画「管理方針」
—	(1) 基本方針	○基本方針
○外来種対策（島毎） ○生態系保全（島毎）	(2) 島毎の生態系保全（保全目標や外来種対策、希少種対策等）	○陸域の生態系・景観の保全 ○海域の保全
—	(3) 新たな外来種侵入予防	—
○暮らし（島づくり） ○観光（島づくり） ○研究（島づくり） ○行政（島づくり）	(4) 島民の暮らしと理解醸成 (5) 自然の適正な利用 (6) 調査研究と情報の提供等 (7) 公共事業等での環境配慮	— ○自然の適正な利用 ○調査研究・モニタリング ○保全・管理事業の実施

※知床は順不同

☆現時点の管理計画〔作成イメージ〕は、参考資料2に示すとおり。具体的には今後要検討。

### 3. アクションプランの検討上のポイント

- 1) アクションプランは、管理計画に基づくものであり、管理計画の「管理方策」のうち、人為的影響に係わる項目に対応する具体的な行動計画として位置づける。
- 2) なお、以上の管理計画及びアクションプランの位置づけ、相互の関係・役割については、管理計画の「管理の枠組み」において計画根拠を明記する（…管理計画及びアクションプランに基づき、関係主体で事業及び取組を展開していく…など）。
- 3) 現時点では、アクションプランには、管理計画の管理方策のうち、「島毎の生態系保全」、「新たな外来種侵入予防」に対応して行動計画を検討する。

小笠原管理計画「管理方策」(案)	アクションプラン (案)
(1) 基本方針	—
(2) 島毎の生態系保全 (保全目標や外来種対策、希少種対策等)	⇒具体的展開【メイン】
(3) 新たな外来種侵入予防	⇒具体的展開
(4) 島民の暮らしと理解醸成	—
(5) 自然の適正な利用	
(6) 調査研究と情報の提供等	
(7) 公共事業等での環境配慮	

- 4) アクションプランの内容としては、管理計画で頭出ししておく「取組の方向性」の各項目ごとに、具体的な内容、実施主体、実施スケジュールを記述する。

### 4. 本部会の役割とワーキンググループの活用

#### 1) 本部会の役割

本部会は、小笠原諸島を世界遺産として推薦するにあたり、将来的に世界遺産としての価値を維持できる見通しを示す管理計画やアクションプランの策定に資するため、小笠原諸島の生態系保全（外来種対策、固有種保全など）の取組全般について、科学的見地から総合的な視点で検討を行うことを目的とする。

#### 2) 他の検討組織との役割分担

- ・ 個別事業等について、事業実施主体が個別の検討組織を設置し検討を行っているものについては、本部会での議論を踏まえつつ、別途各検討組織における検討に付される。
- ・ なお、現時点で設置されている検討組織は下記の通りである（詳細は参考資料4を参照）。

項目	組織名称
島・地域	◇小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会（関東森林管理局）
	◇南島モニタリング調査検討委員会（東京都）
	◇小笠原国立公園母島石門一帯自然環境モニタリング調査専門家ヒア（東京都）
外来種等	◇外来植物（アカギ）除去計画調査検討委員会（関東森林管理局）
	◇向島外来植物駆除対策調査調査委員会（関東森林管理局）
	◇小笠原兄島ノヤギ排除検討委員会（東京都）

	◇小笠原のネコに関する連絡会議（関係行政機関など）
固有種等	◇小笠原希少野生植物保護増殖事業検討会（東京都） ◇野生生物保護対策検討会アカガシラカラスバト保護増殖分科会（環境省） ◇希少野生動植物（アカガシラカラスバト）保護管理対策調査検討委員会（関東森林管理局） ◇アカガシラカラスバト等食餌植物増殖委員会（関東森林管理局） ◇野生生物保護対策検討会アホウドリ保護増殖分科会（環境省） ◇オガサワラシジミ保全連絡会議（関係行政機関など）

### 3) ワーキンググループの設置

- ・なお、特に個別に課題解決すべき、検討を深めるべき事項であり、かつ上記の個別検討組織でフォローできていない検討テーマに関する事項については、関係する一部の委員を中心に「ワーキンググループ」を構成し対応することを検討する。
- ・ワーキンググループの設置テーマ及びメンバーは、事務局が委員長及び部会長と調整の上、決定する。

ユネスコ・世界遺産条約履行のための作業指針  
(抜粋)

<p>II.F 保護管理</p>	<p>97. 世界遺産一覧表に登録されているすべての資産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない。その際、適切な保護範囲（境界）の設定を行うべきである。締約国は、登録推薦資産についても、同様に、国、地域、市町村の各段階における適切な保護対策及び/又は伝統的手法による適切な保護対策を具体的に示すことが求められる。従って、<u>締約国は、当該資産を保護するためにどのような措置が実施されているかについて分かりやすく解説した説明文を登録推薦書に添付すること。</u></p> <p>108. <u>各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制<sup>*</sup>の設置を行うこと。</u></p> <p>116. 登録推薦資産の本来の特質が、<u>人為的行為に脅かされているながら、なお登録基準及び第78段落から第95段落に既定されている真正性または完全性の条件を満たしている場合は、必要な是正措置について示したアクションプランを登録推薦ファイルとともに提出することが求められる。</u>締約国が提出した是正措置が、締約国により提示された期限内に実施されない場合は、委員会で採択される手順に基づき、委員会は資産をリストから削除することを検討する。</p>
<p>III.A 推薦準備</p>	<p>132. (5 保護管理について) …… <u>管理計画又は管理体制についての文書を1部登録推薦書に添付すること。</u>管理計画、又は管理体制に係る文書について詳細な分析、解説を行うこと。 ……</p>

我が国の他地域の管理計画例

☆我が国の世界自然遺産3地域の管理計画を見ると、「目的」「候補地（遺産地域）の概要」「管理の枠組み」「計画の実施その他の事項」は、3地域で基本的に大きく変わりはない。  
 ☆ポイントとなるのは「管理の方策」であるが、この章は、一般論ではなく、それぞれの地域の具体的な種名や場所、事業名等にも言及しつつ、また外来種への対応も含めて詳しく記載していくことが求められる。

☆なお、屋久島・白神山地では、平成15年に「管理計画の取組状況と課題の整理及び対策の方向性」として、既存の「管理計画」の評価・見直し、ユネスコへの報告を行っている。

名称	屋久島世界遺産地域 管理計画	白神山地世界遺産 管理計画	知床世界自然遺産候補地 管理計画
登録時	平成5年12月	平成5年12月	平成17年7月
策定時	平成7年	平成7年	平成16年（推薦書提出時）
策定 主体	環境庁、林野庁、文化庁	環境庁、林野庁、文化庁	環境省、林野庁、文化庁、 北海道
価値	陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的生物学的過程を代表する顕著な見本である 類例を見ない自然の美しさ、あるいは美的重要性を持ったすぐれた自然現象または地域を包含する	陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的生物学的過程を代表する顕著な見本である	北半球で最も低緯度に位置する季節海水域であり、季節海水の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である 多くの海洋性及び陸上性の種にとって特に重要…等
課題	人の入り込みの増大への対象	管理体制の改善も含む管理計画の策定等	海域境界線の拡張手続き 海域管理計画の履行と評価等
構成	前文	前文	1はじめに
	1 目的	1 目的	2 目的
	2 遺産地域の概要	2 遺産地域の概要	3 候補地の概要
	3 管理の枠組み (1) 基本的な考え方 (2) 地域指定制度の概要 (3) 管理体制	3 管理の枠組み (1) 基本的な考え方 (2) 地域指定制度等の概要 (3) 管理体制	4 管理の枠組み (1) 基本方針 (2) 保護地域制度等の概要 (3) 管理体制
	4 管理の方策 (1) 基本方針 (2) 動植物及び自然景観の保護  (3) 自然の適正な利用 (4) 管理事業の実施  (5) 調査研究、モニタリング	4 管理の方策 (1) 基本方針 (2) 動植物の保護  (3) 野外レクリエーションの取扱い (4) 管理事業の実施 (5) 情報提供、環境教育活動 (6) 調査研究、モニタリング	5 管理の方策 (1) 基本方針 (2) 陸域の生態系及び自然景観の保全 (3) 海域の保全 (4) 自然の適正な利用 (5) 保全・管理事業の実施  (6) 調査研究・モニタリング
	5 計画の実施その他の事項	5 計画の実施その他の事項	6 計画の実施その他の事項
内容の 特色	・利用の集中を防止する措置 ・徒歩を基本とする利用	・木材生産の規制（天然林へ） ・核心地域と緩衝地域の区分	・一次産業（漁業）との両立 ・海域、海洋生態系の保全